

償還免除要件について exemption requirements of reimbursement

以下の場合、償還免除の対象となります。

なお、要件①の償還免除に関する申請書類は、令和4年7月に対象者に送付いたしましたので、今回は同封しておりません。紛失等によりお手元がない場合は問い合わせ先までご連絡ください。また、要件②～⑨に関しては、償還免除の要件内容等を確認させていただいたうえ、申請書類を送付いたしますので、まずは、問い合わせ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

また、償還免除申請中の方は、審査結果の通知が届くのをお待ちください。

問い合わせ先：群馬県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター
TEL 027-288-0830(受付時間 月～金 9:00-17:00)

要件①	償還免除の判定年度において、借受人及び世帯主のいずれもが、住民税(所得割・均等割)が非課税となっている場合	
	償還免除額	全 額 ※既に償還(返済)した金額は、免除外になります。
	必要な書類	○償還免除申請書 ○借受人および世帯主の令和3年度、もしくは、令和4年度の住民税の「均等割・所得割いずれも」が非課税とわかる証明書 ○住民票(写) ※世帯全員分記載、世帯主氏名・続柄記載、マイナンバー記載なし、申請時点から3か月以内発行のもの
	申請期限	令和5年3月31日消印有効
要件②	償還免除の判定時期以後において、借受人及び世帯主のいずれもが、住民税(所得割・均等割)が非課税となっている場合	
	償還免除額	免除申請月以降、最初の償還開始月以降の償還予定額の残額 ※既に償還(返済)した金額は、免除外になります。
	必要な書類	○償還免除申請書 ○判定年度以降の借受人および世帯主の住民税の「均等割・所得割いずれも」が非課税とわかる証明書 ○住民票(写) ※世帯全員分記載、世帯主氏名・続柄記載、マイナンバー記載なし、申請時点から3か月以内発行のもの

要件③	償還開始以後(免除申請時点も)、生活保護を受給している場合 ※特例貸付の申請から貸付決定(送金)した時点までに、生活保護を受給していた場合は、償還免除の対象になりません。	
	償還免除額	全 額 ※既に償還(返済)した金額は、免除外になります。
	必要な書類	○償還免除申請書 ○生活保護受給決定通知書のコピー、または、生活保護受給期間を証する書類のコピー
要件④	償還開始以後、精神保健福祉手帳(1級)または、身体障害者手帳(1級または2級)または、療育手帳の交付を受けている場合	
	償還免除額	全 額 ※既に償還(返済)した金額は、免除外になります。
	必要な書類	○償還免除申請書 ○精神保健福祉手帳(1級)のコピー、または身体障害者手帳(1級または2級)のコピーまたは、療育手帳のコピー
要件⑤	償還開始以後で、高齢者のみ世帯、障害者世帯、または、ひとり親世帯等で、住民税の「所得割」が非課税となっている場合	
	償還免除額	償還開始以後、償還できず滞納している金額 ※今後、支払いを予定している金額、または、既に償還(返済)した金額は、免除外になります。
	必要な書類	○償還免除申請書 ○借受人および世帯主の住民税の「所得割」が非課税とわかる証明書 ○住民票(写) ※世帯全員分記載、世帯主氏名・続柄記載、マイナンバー記載なし、申請時点から3か月以内発行のもの
要件⑥	借受人が死亡した場合	
要件⑦	借受人の失踪の宣告がされている場合	
要件⑧	自己破産、または個人再生の手続きを行い、免責が確定した場合	
要件⑨	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく調停条項案により債務の全部又は一部の減免を要請され、債務整理が成立する場合	
<p>償還免除に関しては、必要書類や手続きについて直接ご案内いたしますので、問い合わせ先までご連絡ください。</p> <p>問い合わせ先：群馬県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター TEL：027-288-0830(受付時間 月～金 9:00-17:00)</p>		

厚生労働省が発出した「緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除規程」を確認いただくことができます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000801429.pdf>

